

## 造作・設営

展示室の利用者は、造作の取り付け及び展示品や備品の配置等の原状変更にあたっては、条例規則の定めるところにより、申請し、承認を受ける必要があります。

ブース及び展示装飾物は、地震時でも転倒、落下等により来場者の避難及び消防活動等初動処理の障害とならないよう、安全に施行してください。

### 1. 装飾施行等の申請について

利用開始日の10日前までに「装飾等施行承認申請書」「装飾図面（会場レイアウト図面）」を提出し、消防機関等への届出事項の有無、電気等の使用状況等の確認を受けてください。

申請内容に基づき、当センターより「装飾等施行承認書」を発行します。

造作・設営は承認を受けた図面どおりに施行してください。承認事項を変更しようとするときは、新たな図面を提出して申請し、承認を受けてください。

- 展示室等の利用にあたり、別途、電気、水道を使用する場合は、「電気利用届出書」と「水道利用届出書」を届出てください。
- 展示室内において軽飲食等設営を行う場合は「軽飲食設営届」の届出により所定の手続きを行ってください。設営の内容によっては保健所への届出が必要な場合があります。

### 2. 施行上の注意事項

- 利用者は、装飾作業中の事故防止に万全を期してください。
- 展示室の装飾施行等の作業は、所定の利用時間内に行ってください。
- 造作の取り付けその他の現状変更にあたっては、消防設備や避難通路の機能を害さないよう防災等安全対策に配慮した適切な装飾施行を実施してください。

#### [ 展示室の避難通路とレイアウト ]

- ・ 展示室内に避難通路を確保し、避難口に直通させてください。
- ・ 避難口に直結した主要避難通路は、全室・半室ともに幅 1.8m 以上、その他の補助避難通路は幅 1.2m 以上のものを確保してください。
- ・ 小間内から避難通路が見えない場合は、誘導標識等を設置してください。
- ・ 非常口を示す誘導灯は、1ヶ所以上視認できるようにしてください。
- ・ 非常口、通路その他避難のために使用する場所には、避難の支障となる一切の物を設置することはできません。
- ・ 通路は行き止まり（袋小路）を作らないでください。
- ・ 消防設備等（火災報知器、屋内消火栓、消火器等）の周囲は、1m 以上の空地を確保してください。
- ・ 消火器・火災報知器・スプリンクラー・非常口誘導灯その他消防設備及び分電盤、照明スイッチ、その他操作盤、計器類の周りは、作業中はもとより、常時使用可能な状態にしてください。
- ・ 下記の場所は、装飾等の施行若しくは行為に制限があります。  
避難通路・非常口・消火器・消火栓前・各種の操作箱前・シャッター下及び付近・  
排気ガラリ前・展示室以外の場所若しくは部分
- ・ 消防署による「禁止行為解除」の承認を得た火気等の設置場所は、出入口、階段等の避難施設から水平距離 6m 以上離して設置してください。

#### [ 展示装飾物 ]

- ・装飾等の高さは、床上 2.4m 以下に限ります。
- ・天井面に対し遮蔽をきたす装飾・展示物（天井張り、屋根、2 階建ての展示物・装飾物等）は、スプリンクラーの散水障害、または煙感知器の感知障害となるため施工できません。
- ・装飾材料は不燃性、準不燃性、難燃性のものの使用に努めてください。  
やむを得ず可燃性のものを使用する場合には、防災処理した品物を使用してください。
- ・特に、床面上のカーペット、カーテン、布製ブラインド、展示用合板等で防災処理を施していないものは使用をお断りします。

#### [ 装飾作業 ]

- ・装飾作業を行うにあたっては、利用計画打合せどおりに施行するようお願いいたします。また、施設の管理運営に支障が生ずる騒音、振動、臭気、煙等を発する工事は原則として禁止します。
- ・乗用・荷物用エレベーター前のホールでの装飾等作業はお断りします。

#### [ 養生及び直接工作の禁止 ]

- ・施設をき損、汚損あるいは漏水する恐れのある場合は、予め養生してください。
- ・土砂・土芝・上苔等、展示室を汚す恐れのある資材の使用をお断りします。
- ・展示室及びロビー等の壁、天井、床に釘打ち、糊づけ、または粘着テープ等の貼付はしないでください。  
施設及び附帯設備、備品等に釘打ち、糊づけ、または粘着テープ等の貼付はお断りします。
- ・経師貼りで使用した糊・付着紙・テープ・釘等は、利用者が責任を持って搬出してください。

#### [ 天井からの吊り下げ ]

- ・装飾等の高さは、床上 2.4m 以下に限ります。
- ・天井面に対し、遮蔽をきたす装飾はできません。吊り下げの位置及び荷重については、必ず事前にご相談ください。
- ・高所作業中は工具類等の落下防止措置を施してください。また、高所作業中は、その下で並行作業は行わないでください。

#### [ その他注意事項 ]

- ・当センターの建物は、多目的複合ビルですので他施設へ迷惑を及ぼさないように十分注意してください。
- ・装飾作業中のゴミや弁当の空き箱、空き缶、ペットボトル等は全てお持ち帰りください。
- ・当センターには、展示物及び空き箱（ダンボール箱）等、その他手荷物等の保管設備はありません。また、バックヤードは避難通路にあたり、荷物や備品の設置はできません。ストックスペースは必要に応じて利用される展示室内に設けてください。
- ・指定喫煙所以外での喫煙は禁止します。
- ・半室仕様の壁として備わるスライディングウォールは、パーティションの代用としての利用はできません。取扱いは当センター職員が行い、目的外のご利用はお断りいたします。

### 3. 展示室利用期間中の確認

- 利用期間中は、当センター職員が装飾施行等を承認どおり施行されているか巡回点検しますので、予めご了承ください。
- 規則で定める禁止行為の違反の有無や不適正な行為があるときは、職員の指導に沿って速やかに是正してください。